

第百六十四回国参議院法務委員会會議録第九号

平成十八年四月十一日(火曜日)

午前十時開会

大臣政務官

法務大臣政務官

三ツ林隆志君

事務局側

常任委員会専門員

田中 英明君

委員の異動

四月六日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

浜四津敏子君

四月十日

辞任

前川 清成君

補欠選任

家西 悟君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

弘友 和夫君

荒井 正吾君

谷川 秀善君

榎瀬 進君

木庭健太郎君

青木 幹雄君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

南野知恵子君

家西 悟君

江田 五月君

千葉 景子君

松岡 徹君

浜四津敏子君

仁比 聡平君

亀井 郁夫君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

杉浦 正健君

河野 太郎君

について、当事者による選択がない場合には、法律行為の當時における当該法律行為の最密接関係

地法によるものとするなどの規定を設けるほか、

消費者契約及び労働契約について、消費者及び労働者の保護の観点から、消費者の常居所地法又は労働契約の最密接関係地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の主張をすることが出来るものとするなどの規定を設けることとしております。

次に、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力に関する準拠法につきまして、原則として、加害行為の結果が発生した地の法により、その結果発生地が通常予見できない場合には加害行為地法によるものとして、規律の明確化を図るほか、生産物責任及び名誉、信用の毀損に関する特例規定や当事者による準拠法の変更に関する規定などを設けることとしております。

また、債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力について、譲渡に係る債権の準拠法によるものとしております。

このほか、隔地的な法律行為の方式、行為能力の制限に関する取引保護、後見開始の審判等及び失踪宣告、外国人の被後見人等に対する日本法の適用に関する規定などの整備をすることとしております。

第二に、この法律案は、法例の表記を現代語化するものとして、その題名を変更しようとするものであります。

法例は、明治三十一年に制定された法律であり、片仮名の文語体で表記されていることから、利用者によりやすい平仮名の口語体に改めるべきであるという指摘がされております。そこで、この法律案は、片仮名、文語体の表記を平仮名、口語体に改め、より利用者によりやすいものとするものとしております。また、題名についても、国民に分かりやすいものとするため、法の適用に関する通則法に改めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに可決していただきませうお願いいたします。

○委員長(弘友和夫君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

○委員長(弘友和夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法の適用に関する通則法案の審査のため、来る十三日午前十時に、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(弘友和夫君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(弘友和夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第一〇五五号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第一〇五六号)

一、共謀罪の新設反対に関する請願(第一一四〇号)

この法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするものであります。

第一に、この法律案は、法例中の国際私法規定について、法律行為、不法行為、債権譲渡などに関する規定を中心に見直しを行うこととしており、その要点は、次のとおりでございます。

まず、法律行為の成立及び効力に関する準拠法

○委員長(弘友和夫君) 法例の適用に関する通則法案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) 法の適用に関する通則法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするものであります。

第一に、この法律案は、法例中の国際私法規定について、法律行為、不法行為、債権譲渡などに関する規定を中心に見直しを行うこととしており、その要点は、次のとおりでございます。

まず、法律行為の成立及び効力に関する準拠法

○委員長(弘友和夫君) 法例の適用に関する通則法案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) 法の適用に関する通則法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするものであります。

第一に、この法律案は、法例中の国際私法規定について、法律行為、不法行為、債権譲渡などに関する規定を中心に見直しを行うこととしており、その要点は、次のとおりでございます。

まず、法律行為の成立及び効力に関する準拠法

第一〇五五号 平成十八年三月二十七日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 北海道沙流郡門別町富川北三ノ二

ノ一八 宮越トシ子 外四十一名

紹介議員 津田弥太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇五六号 平成十八年三月二十七日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 北海道沙流郡門別町富川北三ノ二

ノ一八 宮越トシ子 外三十九名

紹介議員 津田弥太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一四〇号 平成十八年三月二十九日受理  
共謀罪の新設反対に関する請願

請願者 鳥取市桜谷一九二ノ一八 村口徳

康 外十二名

紹介議員 井上 哲士君

国会で組織的な犯罪の共謀罪が新設されようとして  
いる(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の  
高度化に対処するための刑法等の一部を改正す  
る法律案)。これに対し、多くの法律家団体、  
市民団体が反対の声をあげている。法案によれ  
ば、共謀罪は、死刑・無期又は長期(刑期の上限  
四年以上の刑が定められている罪に当たる行為  
で、「団体の活動として、当該行為を実行するた  
めの組織により行われるもの」の遂行を共謀した  
者)を罰するとしている。しかし、共謀罪には、  
重大な問題点がある。第一に、対象となる犯罪や  
組織が、広範囲・無限定であることである。殺  
人・強盗など重大な犯罪にとどまらず、威力業務  
妨害、道路交通法違反や消費税法違反など六〇〇  
以上もの罪が対象となっている。また、組織は、  
暴力団などに限定されず、二人以上の団体・サー  
クルも組織とみなされる。第二に、捜査権限が大  
幅に拡大されることである。凶器を買ったり、計  
画を立てるなどの準備行為がない段階で、言わば  
話し合っただけでも共謀罪が成立するため、室内

盗聴など盗聴法の運用拡大やスパイ工作等の捜  
査、自白を強要する取調べ、また自首した場合は  
刑が軽減されることから、他人(共犯者)のうそで  
犯人にされたりする危険もある。第三に、相談や  
話し合いを犯罪として捜査・検挙することは、憲法  
で保障された、思想・信条の自由、内心の自由、  
言論表現の自由、結社の自由を侵すものである。  
市民運動や住民運動、労働組合運動にも適用され  
かねない。政府(法務省)は、共謀罪を新設しなけ  
ればならない立法事実(必要性はない)しながら  
も、批准した国連越境組織犯罪防止条約に共謀罪  
が規定されていることを理由としている。しか  
し、条約ではマフィアなど越境の職業的犯罪集団  
を対象にしており、法案は、それを大きく踏み越  
えたものになっている。  
については、次の事項について実現を図られた  
い。

一、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の  
高度化に対処するための刑法等の一部を改正す  
る法律案」に盛り込まれた共謀罪の新設をしな  
いこと。  
四月十日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、法の適用に関する通則法案  
法の適用に関する通則法案  
法例明治三十一年法律第十号)の全部を改正す  
る。  
目次  
第一章 総則(第一条)  
第二章 法律に関する通則(第二条・第三条)  
第三章 準拠法に関する通則  
第一節 人(第四条―第六条)  
第二節 法律行為(第七条―第十二条)  
第三節 物権等(第十三条)  
第四節 債権(第十四条―第二十三条)  
第五節 親族(第二十四条―第三十五条)

第六節 相続(第三十六条・第三十七条)  
第七節 補則(第三十八条―第四十三条)  
附則  
第一章 総則  
第一節 趣旨  
第一条 この法律は、法の適用に関する通則につ  
いて定めるものとする。  
第二章 法律に関する通則  
(法律の施行期日)  
第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を  
経過した日から施行する。ただし、法律でこれ  
と異なる施行期日を定めたときは、その定め  
による。  
(法律と同一の効力を有する慣習)  
第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習  
は、法令の規定により認められたもの又は法令  
に規定されていない事項に関するものに限り、  
法律と同一の効力を有する。  
第三章 準拠法に関する通則  
第一節 人  
(人の行為能力)  
第四条 人の行為能力は、その本国法によって定  
める。  
2 法律行為をした者がその本国法によれば行為  
能力の制限を受けた者となるべきときは、行  
為地法によれば行為能力者となるべきときは、  
当該法律行為の当時すべての当事者が法を  
同じくする地に在った場合に限り、当該法律行  
為をした者は、前項の規定にかかわらず、行為  
能力者とみなす。  
3 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によ  
るべき法律行為及び行為地と法を異にする地に  
在る不動産に関する法律行為については、適用  
しない。  
(後見開始の審判等)  
第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は  
被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居  
所を有するとき又は日本の国籍を有するとき  
は、日本法により、後見開始、保佐開始又は補

助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称  
する。)をすることができる。  
(失踪の宣告)  
第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認め  
られる最後の時点において、不在者が日本に住  
所を有していたとき又は日本の国籍を有してい  
たときは、日本法により、失踪の宣告をするこ  
とができる。  
2 前項に規定する場合に該当しないときであつ  
ても、裁判所は、不在者の財産が日本に在ると  
きはその財産についてのみ、不在者に関する法  
律関係が日本法によるべきときその他法律関係  
の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に  
照らして日本に關係があるときはその法律関係  
についてのみ、日本法により、失踪の宣告をす  
ることができる。  
第二節 法律行為  
(当事者による準拠法の選択)  
第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当  
該法律行為の当時に選択した地の法による。  
(当事者による準拠法の選択がない場合)  
第八条 前条の規定による選択がないときは、法  
律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時  
において当該法律行為に最も密接な關係がある  
地の法による。  
2 前項の場合において、法律行為において特徴  
的な給付を当事者の一方のみが行うものである  
ときは、その給付を行う当事者の常居所地法  
(その当事者が当該法律行為に關係する事業所  
を有する場合にあつては当該事業所の所在地の  
法、その当事者が当該法律行為に關係する二以  
上の事業所で法を異にする地に所在するものを  
有する場合にあつてはその主たる事業所の所在  
地の法)を当該法律行為に最も密接な關係があ  
る地の法と推定する。  
3 第一項の場合において、不動産を目的物とす  
る法律行為については、前項の規定にかかわら  
ず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最  
も密接な關係がある地の法と推定する。

助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称  
する。)をすることができる。  
(失踪の宣告)  
第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認め  
られる最後の時点において、不在者が日本に住  
所を有していたとき又は日本の国籍を有してい  
たときは、日本法により、失踪の宣告をするこ  
とができる。  
2 前項に規定する場合に該当しないときであつ  
ても、裁判所は、不在者の財産が日本に在ると  
きはその財産についてのみ、不在者に関する法  
律関係が日本法によるべきときその他法律関係  
の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に  
照らして日本に關係があるときはその法律関係  
についてのみ、日本法により、失踪の宣告をす  
ることができる。  
第二節 法律行為  
(当事者による準拠法の選択)  
第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当  
該法律行為の当時に選択した地の法による。  
(当事者による準拠法の選択がない場合)  
第八条 前条の規定による選択がないときは、法  
律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時  
において当該法律行為に最も密接な關係がある  
地の法による。  
2 前項の場合において、法律行為において特徴  
的な給付を当事者の一方のみが行うものである  
ときは、その給付を行う当事者の常居所地法  
(その当事者が当該法律行為に關係する事業所  
を有する場合にあつては当該事業所の所在地の  
法、その当事者が当該法律行為に關係する二以  
上の事業所で法を異にする地に所在するものを  
有する場合にあつてはその主たる事業所の所在  
地の法)を当該法律行為に最も密接な關係があ  
る地の法と推定する。  
3 第一項の場合において、不動産を目的物とす  
る法律行為については、前項の規定にかかわら  
ず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最  
も密接な關係がある地の法と推定する。

(当事者による準拠法の変更)

第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(法律行為の方式)

第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法(当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合にあっては、その変更前の法)による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

3 法を異にする地に在る者に対してされた意思表示については、前項の規定の適用に当たっては、その通知を發した地を行為地とみなす。

4 法を異にする地に在る者間で締結された契約の方式については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。

5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為の方式については、適用しない。

(消費者契約の特例)

第十一条 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。))をいう。以下この条において同じ。と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。))との間で締結される契約(労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。)の成立及び効力について第七條又は第九條の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用

すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 消費者契約の成立及び効力については第七條の規定にかかわらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。

3 消費者契約の成立について第七條の規定により消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式に関しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用する。

4 消費者契約の成立について第七條の規定により消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者の常居所地法による。

5 消費者契約の成立について第七條の規定による選択がないときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、消費者の常居所地法による。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。  
一 事業者の事業所で消費者契約に係るものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

二 事業者の事業所で消費者契約に係るものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

三 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないことと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

(労働契約の特例)  
第十二条 労働契約の成立及び効力について第七條又は第九條の規定による選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であっても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 前項の規定の適用に当たっては、当該労働契約において労働を提供すべき地の法(その労働を提供すべき地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において同じ。)を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

3 労働契約の成立及び効力について第七條の規定による選択がないときは、当該労働契約の成立及び効力については、第八條第二項の規定にかかわらず、当該労働契約において労働を提供すべき地の法を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

第三節 物権等

(物権及びその他の登記をすべき権利)

第十三条 動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利の得喪は、その原因となる事実が完成した時におけるその目的物の所在地法による。

第四節 債権

(事務管理及び不当利得)

第十四条 事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が發生した地の法による。

(明らかに密接な関係がある地がある場合の例外)

第十五条 前条の規定にかかわらず、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が發生した当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に関連して事務管理が行われ又は不当利得が生じたことその他の事情に照らして、明らかに同条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

(当事者による準拠法の変更)

第十六条 事務管理又は不当利得の当事者は、その原因となる事実が發生した後に、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(不法行為)

第十七条 不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が發生した地の法による。ただし、その地における結果の發生が通常予見することのできないものであつたときは、加害行為が行われた地の法による。

(生産物責任の特例)

第十八条 前条の規定にかかわらず、生産物(生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。)で引渡しされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者(生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。)又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者(以下この条において「生産業者等」と総称する。)に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しは通常予見することのできないものであつたときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法(生産業者等が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法)による。

(名譽又は信用の毀損の特例)

第十九条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名譽又は信用を毀損する不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法(被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業所の所在地の法)による。

(明らかに密接な関係がある地がある場合の例外)

第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

(当事者による準拠法の変更)

第二十一条 不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更すること

ができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(不法行為についての公序による制限)

第二十二条 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならなるときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分請求は、することができない。

2 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が当該外国法及び日本法により不法となるときであつても、被害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求することができない。

(債権の譲渡)

第二十三条 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。

第五節 親族

(婚姻の成立及び方式)

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

(婚姻の効力)

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

(夫婦財産制)

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名

した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

一 夫婦の一方が国籍を有する国の法  
二 夫婦の一方の常居所地法  
三 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法

3 前二項の規定により外国法を適用すべき夫婦財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。

4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外国法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に対抗することができる。

(離婚)

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

(嫡出である子の親子関係の成立)

第二十八条 夫婦の一方の本国法で子の出生の当時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする。

2 夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における夫の本国法を前項の夫の本国法とみなす。

(嫡出でない子の親子関係の成立)

第二十九条 嫡出でない子の親子関係の成立は、父との間の親子関係については子の出生の当時における父の本国法により、母との間の親子関係についてはその当時における母の本国法による。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時における子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

2 子の認知は、前項前段の規定により適用すべき法によるほか、認知の当時における認知する者又は子の本国法による。この場合において、認知する者の本国法によるときは、同項後段の規定を準用する。

3 父が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における父の本国法を第一項の父の本国法とみなす。前項に規定する者が認知前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその者の本国法を同項のその者の本国法とみなす。

(準正)

第三十条 子は、準正の要件である事実が完成した当時における父若しくは母又は子の本国法により準正が成立するときは、嫡出子の身分を取得する。

2 前項に規定する者が準正の要件である事実の完成前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその者の本国法を同項のその者の本国法とみなす。

(養子縁組)

第三十一条 養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。この場合において、養子となるべき者の本国法によればその者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

2 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。

(親子間の法律関係)

第三十二条 親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法(父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあっては、他の一方の本国法)と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による。

(その他の親族関係等)  
第三十三条 第二十四条から前条までに規定する

もののほか、親族関係及びこれによつて生ずる権利義務は、当事者の本国法によつて定める。

(親族関係についての法律行為の方式)

第三十四条 第二十五条から前条までに規定する親族関係についての法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

(後見等)

第三十五条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する)は、被後見人、被保佐人又は被補助人(次項において「被後見人等」と総称する)の本国法による。

2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法による。

一 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がないとき。

二 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。

第六節 相続

(相続)

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。

(遺言)

第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国法による。

第七節 補則

(本国法)

第三十八条 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係が

ある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

2 当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第二十五条第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。及び第三十二条の規定の適用については、この限りでない。

3 当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあつては、当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。

(常居所地法)

第三十九条 当事者の常居所地法によるべき場合において、その常居所が知れないときは、その居所地法による。ただし、第二十五条第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。の規定の適用については、この限りでない。

(人的に法を異にする国又は地の法)

第四十条 当事者が人的に法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあつては、当事者に最も密接な関係がある法)を当事者の本国法とする。

2 前項の規定は、当事者の常居所地が人的に法を異にする場合における当事者の常居所地法で第二十五条第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。、第二十六条第二項第二号、第三十二条又は第三十八条第二項の規定により適用されるもの及び夫婦に最も密接な関係がある地が人的に法を異にする場合における夫婦に最も密接な関係がある地の法について準用する。

(反致)

第四十一条 当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきと

きは、日本法による。ただし、第二十五条第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。

(公序)

第四十二条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。

(適用除外)

第四十三条 この章の規定は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務については、適用しない。ただし、第三十九条本文の規定の適用については、この限りでない。

2 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の法の適用に関する通則法(以下「新法」という。)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。

第三条 施行日前にされた法律行為の当事者の能力については、新法第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた申立てに係る後見開始の審判等及び失踪の宣告については、新法第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前にその原因となる事実が発生した事務管理及び不当利得並びに施行日前に加害行為の結果が発生した不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力については、新法第十五条から第二十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力については、新法第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民法の一部改正)

第四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項ただし書中「法例(明治三十一年法律第十号)その他」を削る。

(手形法の一部改正)

第五条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中「法律」を「法」に改める。  
第八十九条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第九十条、第九十一条、第九十二条第一項、第九十三条及び第九十四条中「法律」を「法」に改める。

(小切手法の一部改正)

第六条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第七十六条及び第七十七条中「法律」を「法」に改める。

第七十八条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「法律」を「法」に改める。

(遺言の方式の準拠法に関する法律の一部改正)  
第七条 遺言の方式の準拠法に関する法律(昭和三十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法律の一」を「法のいずれか」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「法律」を「法」に改める。

第三条中「法律の一」を「法のいずれか」に改める。

第六条中「地方」を「地域」に、「法律」を「法」に改める。

第七条中「法律」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時居所を有した地の法を遺言者がその当時住所を有した地の法とする。

(扶養義務の準拠法に関する法律の一部改正)

第八条 扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「適用すべき法律」を「適用すべき法」に、「日本の法律」を「日本法」に改める。

第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「法律」を「法」に改める。

第八条第二項中「外国の法律」を「外国法」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第九条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「日本の法律」を「日本法」に改める。



平成十八年四月十四日印刷

平成十八年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B